皇室事項

信任状捧呈式

二月二十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在チュニジア国特命全権大使ファルハト・クリフの信任状捧呈式を行われた。

二月二十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在インドネシア国特命全権大使ユスロン・イザ・マヘンドラの信任状捧呈式を行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、二月二十三日午後二時三十六分御出門、第五十一回日本ラグビーフットボール選手権大会（二回戦）を御覧のため、秩父宮ラグビー場（港区）へ行幸啓、同四時十三分還幸啓になった。

行啓

皇后陛下は、二月二十四日午前九時三十六分御出門、Ｂｕｎｋａｍｕｒａ二十五周年記念「シャヴァンヌ展」を御覧のため、Ｂｕｎｋａｍｕｒａザ・ミュージアム（渋谷区）へ行啓、同十時四十三分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、二月二十五日クウェート国の国祭日につき、同月二十四日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首とそれぞれ御祝電を交換された。

ロシア国大統領閣下
マリ国大統領閣下
カメルーン国大統領閣下

天皇陛下は、新年に際し、次の元首へ御祝電を発せられた。

コートジボワール国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

クウェート国首長殿下
バーレーン国国王陛下
イラン国大統領閣下
ジブチ国大統領閣下
エジプト国暫定大統領閣下
モロッコ国国王陛下

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成24年３月26日付けをもって指名した者（労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度ごとに関係労働者を代表する者各１人及び関係事業主を代表する者各１人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年２月 26 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、次の⑴又は⑵いずれかに該当するものであること。

⑴　労働者災害補償保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

⑵　雇用保険制度の関係労働者又は関係事業主を代表する者については、雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成26年３月７日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱1　制度別の欄は、労働者災害補償保険制度又は雇用保険制度の区別を記入すること。

2　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

3　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区六番町２番地**宇佐ソーラーウェイ合同会社**の宇佐市大字南鶴田新田字浮殿357番１宇佐ソーラーウェイ太陽光発電についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 26 年２月 26 日

大分地方法務局宇佐支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 26 年２月 26 日

大阪法務局長　河合　裕行

記

氏名　山本　幸子
所属する司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第1122号
事務所の所在地　大阪市北区梅田一丁目11番４―507号大阪駅前第４ビル５階
違反行為　本人確認義務違反

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１４３８号

群馬県前橋市亀里町1310番地
申立人　群馬県農業信用基金協会
本籍群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目109番地、最後の住所群馬県伊勢崎市赤堀今井町２丁目1172番地２、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日平成25年３月17日、出生の場所群馬県佐波郡赤堀村、出生年月日昭和22年１月23日、職業不明
被相続人　亡　秋間　國光
事務所群馬県前橋市大手町１丁目５番11号
大手町ビル202　長谷川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

前橋家庭裁判所

平成２５年（家）第１７５３号

埼玉県さいたま市浦和区北浦和３―16―８
申立人　小林　せつ
本籍東京都港区芝１丁目38番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区東大宮１丁目77番地６、死亡の場所埼玉県さいたま市見沼区、死亡年月日平成25年７月11日頃、出生の場所東京府東京市芝区、出生年月日昭和３年３月28日、職業不詳
被相続人　亡　榎本喜美子
事務所埼玉県戸田市本町２―10―１　山昌ビル301　戸田総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　佳佑

さいたま家庭裁判所